

「袴田事件」の速やかな再審公判開始と袴田巖さんに対する無罪判決、
及び再審法改正を求める会長声明

- 1 2023年（令和5年）3月13日、東京高等裁判所は、「袴田事件」第二次再審請求事件について再審開始を認め、袴田巖さんの裁判のやり直しを命じる決定を行い、その後再審開始決定が確定した。

「袴田事件」とは、半世紀以上前の1966年（昭和41年）、静岡県の味噌製造会社の専務宅において、一家4名が殺害された強盗殺人及び放火事件である。この事件の犯人として逮捕された袴田さんは、当初無実を訴えていたが、捜査機関による過酷な取調べを受けて虚偽の自白に追い込まれた。袴田さんは、その後の公判で再び無罪を訴えたが、第一審の静岡地方裁判所で有罪の死刑判決が言い渡され、1980年（昭和55年）、最高裁判所への上告が棄却されたことにより、死刑判決が確定した。

第二次再審請求において、2014年（平成26年）3月27日、静岡地方裁判所が再審開始を認めて裁判のやり直しを命じ、「耐え難いほど正義に反する状況にある」として、拘置の執行を停止する決定を行い、袴田さんは釈放された。しかし、検察官が即時抗告したことにより、その後、再審開始決定が確定するまでに、実に9年間を要した。

今般、再審開始決定が確定したことにより、実際に裁判のやり直しを行う再審公判が開始されることになった。しかし、袴田さんは現在87歳の高齢である上に、47年もの身体拘束によって心身を病むに至っており、救済には一刻の猶予も許されない。本件の争点についての審理は既に十分尽くされてきたことも踏まえ、当会は、速やかな再審公判の開始と迅速な審理の進行、そして袴田さんに対する無罪判決を強く求める。

- 2 また、本件に限らず他の多くの再審事件でも、数十年に渡る長期審理が常態化しており、再審請求人に甚大な負担を生じさせている現状がある。刑事訴訟法の再審規定部分は、70年以上一度も改正されておらず、真相解明に不可欠な証拠開示規定がないことや、再審開始決定に対する検察官の不服申立が許容されていることによる審理の長期化など、本件を通じて改めて再審制度の問題点が明らかになったといえよう。

当会は、えん罪被害者の速やかな救済のために、再審請求事件における全面証拠開示、再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止をはじめとする再審法の改正を求めるものである。

2023年（令和5年）6月2日

愛媛弁護士会

会長 高橋直子